

日本理学療法士協会実施の選挙運動について

公益社団法人 日本理学療法士協会
選挙管理委員会

本書は、選挙運動に関する注意事項を記載する。

特にインターネット等を利用する際には、選挙違反に該当しないよう注意が必要となる。

【選挙運動について（選挙実施要綱 抜粋）】

立候補者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により厳重注意、戒告、選挙権・被選挙権取消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を準用とする。

【選挙運動の注意事項】

実施要綱記載の選挙運動について、違反の具体例を記載する。下記以外の事項については、選挙管理委員会にて協議し、選挙管理委員長が違反と判断した場合は状況により厳重注意、戒告、選挙権・被選挙権取消しを行うものとする。

また、SNS 等の利用に関しては、**立候補者による選挙運動は認めているが、有権者等による選挙運動は認められていない。**

選挙の周知を目的とすることは問題ないが、引用ポストやコメント付きシェア機能を使い、誹謗中傷するような書き込みは禁止とする。

選挙運動の可否	立候補者 (会員)	都道府県 士会	有権者 (会員)
WEB (HP・ブログ等)  	 ○	×	×
SNS     	○	×	×
メール・電話・郵送・訪問  	×	×	×

※ 選挙の周知を目的とした広報活動は全て問題無い。SNS のリポストやシェア機能に制限は設けないが、選挙運動や誹謗中傷するような書き込みは禁止とする。

※ 詳細は、別紙「選挙運動 FAQ」を参照

参考資料

【総務省ウェブサイト】

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

【総務省ウェブサイト：インターネット選挙運動に関するチラシ】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000427851.pdf

【総務省ウェブサイト：インターネット選挙運動ガイドライン】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000222706.pdf

以上